

第6号議案

地方自治法第180条の2の規定による補助執行について

上記の議案を提出する。

平成28年2月1日

提 出 者 文京区教育委員会

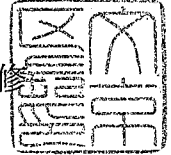
教育長 南 新平



27文総総第1292号
平成28年1月29日

文京区教育委員会 殿

文京区長 成 澤 廣 修



区長の権限に属する事務の補助執行について（協議）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定による協議を下記のとおり行います。

記

1 補助執行事務の内容

(1) 総務部総務課の所掌事務

私立専修学校及び私立各種学校に関する事務

(2) アカデミー推進部スポーツ振興課の所掌事務

こどもひろば事業に関する事務

(3) 男女協働子育て支援部児童青少年課の所掌事務

ア 児童館の運営に関する事務

イ 育成室の運営に関する事務

ウ 放課後全児童向け事業に関する事務

エ 青少年の健全育成の総合的な計画及び連絡調整に関する事務

オ 青少年問題協議会に関する事務

2 補助執行させる機関

文京区教育委員会の補助機関である職員

3 補助執行の理由

子ども部門組織の再編に伴い、事務を一体的に推進することにより、より効果的かつ効率的な運営を行うことができるため。

4 補助執行の開始日

平成28年4月1日